

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（抄）

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第十一条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 公益社団法人及び公益財団法人

（構造改革特別区域法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 前条の規定による改正後の構造改革特別区域法施行令第二条第四号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

附 則

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行期日を定める政令（抄）

内閣は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行期日は、平成二十年十二月一日とする。